

社会福祉法人の基本財産への担保設定に関する規制改革ホットライン提案事項

管理番号：271030003

提案事項	社会福祉法人（特別養護老人ホーム等）の財産への担保設定に係る行政庁の承認の不要化	
具体的内容	<p>社会福祉法人（特別養護老人ホーム等）の財産への担保設定に係る行政庁の承認を不要とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>社会福祉法人が、民間金融機関にその基本財産（土地・建物）を担保提供する場合、行政庁の承認が必要。一方、福祉医療機構（WAM）の融資や、WAMと民間金融機関の協調融資の場合は承認不要。承認手続きの煩雑さから民間金融機関単独での融資が敬遠され、民業圧迫となっている。イコール・フッティングの観点から民間金融機関単独の融資における担保提供についても承認を不要とするべきである。所管官庁より、「仮に融資先が経営不振になっても、WAMは政府系金融機関として一定のリスクを負うことを使命としているため、承認不要としている」との回答があったが、融資先が経営不振に陥った場合には、地方銀行もM&Aにより事業継続を図るなど、リスクを負って地域の介護福祉施設の維持に努めている。また、所管官庁は「WAMの融資や民間金融機関との協調融資では、所轄庁に意見書を求めることとしており、実質的に承認と同等の審査を行っている」としているが、当該意見書は、政府系金融機関であるWAMが都道府県の各種計画との整合性を確認するために徴求するものであり、意味合いが異なる。本要望が実現すれば、民間金融機関の医療・介護・福祉分野へのより積極的な取組みが可能となり、地域にとって重要な特別養護老人ホーム等の整備・維持に資することが可能になる。</p>	
提案主体	（一社）全国地方銀行協会	
	所管省庁：厚生労働省	
制度の現状	<p>社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的、継続的に実施することを目的として設立された法人であり、福祉サービスを必要としている方々に対して、サービス提供を行う必要があります。このため、社会福祉事業を実施するために必要な基本財産は、法人存立の基礎となるものであることから、基本財産を担保提供する場合については、理事総数の3分の2以上の同意を得た上で、所轄庁の承認を得ることが必要となっております。</p> <p>また、社会福祉法人の基本財産の担保設定については、</p> <p>①独立行政法人福祉医療機構に対して担保に供する場合</p> <p>②独立行政法人福祉医療機構と協調融資の契約を結んだ民間金融機関に対して担保に供する場合</p> <p>以外については、所轄庁の承認を得なければならないとしています。</p>	
該当法令等	社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>○ 社会福祉法人が経営する社会福祉施設については、利用者の権利や生命・安全に関するものであるため、施設経営の安定化・維持・存続が求められます。</p> <p>○ また、社会福祉法人は、寄附・補助等により取得した財産を活用して公益性の高い社会福祉事業を行うことを目的とする法人であり、これに対して税制や補助金などの優遇措置が講じられており、基本財産は法人存立の基礎となるものです。</p> <p>○ このため、基本財産を担保に供する場合には、所轄庁の承認にかからしめることとし、担保提供の目的の妥当性・必要性、方法の妥当性（償還計画、担保提供先）等を確認しています。</p> <p>○ 一方、独立行政法人福祉医療機構については、独立行政法人福祉医療機構法第3条第1項において、社会福祉事業に係る施設の設置等に必要な資金を融資し、もって福祉の増進を図ることを目的とする法人として位置付けられ、国の福祉施策と密接に連動して長期・固定・低利の政策融資を行っています。</p> <p>○ 独立行政法人福祉医療機構に基本財産を担保提供する場合には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こうした法律に規定されている独立行政法人福祉医療機構の目的・事業内容を踏まえれば、社会福祉施設の安定化・維持・存続、社会福祉法人の存立基盤の維持という目的に即した融資が行われることは明らかであり、実際、独立行政法人福祉医療機構は、行政の各種計画に照らした事業の妥当性、必要性、補助の予定等を所轄庁から意見徴求をした上で、さらに担保提供の目的の妥当性、必要性、方法の妥当性等に係る所轄庁の承認と同等の審査を行っていること ・ 独立行政法人福祉医療機構は、社会福祉事業に係る施設の設置等に必要な資金の融通をもって、福祉の増進を図ることを目的とするとの法律の規定に基づき、社会福祉施設等の維持・継続を最優先の課題として融資を行っており、国としてはこの政策融資を財政的に支援しているところです。このことから、独立行政法人福祉医療機構は、融資先が経営不振に陥ったからといって担保を直ちに処分しないことが確実な金融機関であることから例外的に所轄庁の承認を不要としているところです。 	
受付日：平成26年10月16日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月5日	回答取りまとめ日：平成27年10月30日

提案事項	社会福祉法人の財産への担保設定に係る所轄庁の承認手続きの簡素化
具体的内容	<p>(具体的内容)</p> <p>社会福祉法人の利便性向上のため、当該法人の財産への担保設定に係る所轄庁の承認手続きを届出等で済むよう簡素化していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>社会福祉法人の財産を銀行単独で担保設定する場合、当該法人の申し出であっても、所轄庁の事前の承認が必要である一方、国が出資している独立行政法人福祉医療機構が関与する場合は、不要であるといった優遇措置が存在していること等から、銀行資金調達が敬遠されるケースが見受けられる。</p> <p>社会福祉法人はその公共性が高い点から一定の所轄庁の関与は必要であると思われるが、高齢化の進展を踏まえ、社会福祉事業への円滑な資金供給の必要性は増してきている。</p> <p>担保提供の妥当性や必要性等については、社会福祉法人の理事要件（親族等の特殊関係者の制限）等により、相応に考慮されて決定されていると考えられることから、本件については、所轄庁への届出等で済むよう手続きを簡素化していただきたい。(以上)</p>
提案主体	(一社)第二地方銀行協会

	所管省庁：厚生労働省	
制度の現状	<p>社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的、継続的に経営していくことが求められます。このため、特に財政面において、確固とした経営基盤を有していることが必要であることから、社会福祉法第25条において、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならないこととしています。</p> <p>このため法人存立の基礎となる基本財産を処分し、又は担保に供する場合には、理事総数の3分の2以上の同意を得た上で、所轄庁の承認を得ることが必要としています。</p> <p>一方、</p> <p>①独立行政法人福祉医療機構に対して担保に供する場合</p> <p>②独立行政法人福祉医療機構と協調融資の契約を結んだ民間金融機関に対して担保に供する場合</p> <p>については、右記のとおり、社会福祉施設の維持・存続という目的に即して融資が行われることが明らかであり、また、同機構において、所轄庁と同等の審査が行われること等から、所轄庁の承認を不要としています。</p>	
該当法令等	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第25条 社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>○ 社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を安定的、継続的に経営していくことが求められるため、確固とした経営基盤を有していることが必要であり、社会福祉法第25条において、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならないこととしています。</p> <p>○ このため、このような法人存立の基礎となる基本財産を担保に供する場合には、所轄庁の承認にかからしめることとし、担保提供の目的の妥当性・必要性、方法の妥当性（償還計画、担保提供先）等をあらかじめ確認することとしています。</p> <p>○ これを届出とした場合、担保提供の目的の妥当性・必要性、方法の妥当性等を確認し、担保することができないため、承認を要することとする必要があります。</p> <p>○ 一方、独立行政法人福祉医療機構については、独立行政法人福祉医療機構法第3条第1項において、社会福祉事業に係る施設の設置等に必要な資金の融通を行い、もって福祉の増進を図ることを目的とする法人として位置付けられ、国の福祉施策と密接に連動して長期・固定・低利の政策融資を行っています。</p> <p>○ 独立行政法人福祉医療機構に基本財産を担保提供する場合等には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こうした法律に規定されている独立行政法人福祉医療機構の目的・事業内容を踏まえれば、社会福祉施設の安定化・維持・存続、社会福祉法人の存立基盤の維持という目的に即した融資が行われることは明らかであること、 ・ 実際、独立行政法人福祉医療機構は、行政の各種計画に照らした事業の妥当性、必要性、補助の予定等を所轄庁から意見徴求をした上で、さらに担保提供の目的の妥当性、必要性、方法の妥当性等について所轄庁の承認と同等の審査を行っていること、 ・ 独立行政法人福祉医療機構は、社会福祉事業に係る施設の設置等に必要な資金の融通をもって、福祉の増進を図ることを目的とするとの法律の規定に基づき、社会福祉施設等の維持・継続を最優先の課題として融資を行っており、国としてはこの政策融資を財政的に支援していること等から、独立行政法人福祉医療機構は、融資先が経営不振に陥ったからといって担保物件を直ちに処分しないことが確実な金融機関であることから例外的に所轄庁の承認を不要としているところです。 <p>○ なお、理事の親族等特殊関係者の制限は、社会福祉法人に求められる高い公益性に鑑み、同族支配の禁止を徹底することとしているものであり、基本財産の担保提供の目的の妥当性・必要性、方法の妥当性（償還計画、担保提供先）を担保することとは関係がありません。</p>	
受付日：平成27年10月19日	所管省庁への検討要請日：平成27年11月9日	回答取りまとめ日：平成28年1月15日